

【航空写真電子予約化に係るQ & A】

- Q 1 なぜ予約制にしたのか。
- Q 2 予約できない（スマホ、PC等の通信機器を持っていない）。
- Q 3 予約時間枠は9時～16時のようだが、16時半までの受付ではないのか。
- Q 4 当日予約はできないのか（空いているではないか）。職員がいるにもかかわらず、このまま帰れというのか。
- Q 5 自分に非がない事情（電車の遅延等）で予約時間から15分以上遅れてしまう場合はキャンセル扱いとなるのか。
- Q 6 （どうしても今日申請したいから等の理由で）受付時間外でも対応してもらえるか。
- Q 7 （今までは予約せずとも直接窓口へ行けば申請できたのに、面倒だ。等）県民サービスの低下ではないのか。
- Q 8 事前予約制であることを知らなかった。どのような周知をしてきたのか。広報が足りないのではないか。

Q 1 なぜ予約制にしたのか。

A 現状、申請者の皆様には、航空写真を申請するにあたり、随時来庁ののち受付することで申請のための手続きを進めさせていただいております。しかしながら、窓口数の関係上、一度に対応可能な数には限りがあり、受付までお待たせすることがありました。

この待ち時間を是正するため、申請者の皆様が希望する時間に確実に受付可能となるよう、予約制を導入することで、更なる利便性の向上を目指したものです。

Q 2 予約できない（スマホ、PC等の通信機器を持っていない）。

A 予約希望日の前日（営業日）までに、「045-210-3726」までお電話ください。申請に必要な情報を聞き取りし、当課職員が代行で予約をいたします。

Q 3 予約時間枠は9時～16時のようだが、16時半までの受付ではないのか。

A 申請手続きに要する時間を考慮し、予約時間枠は1時間ごとに設けているため、9時～16時の設定としています。申請者の皆様におかれましては、ご理解とご協力をお願いいたします。

Q 4 当日予約はできないのか（空いているではないか）。職員がいるにもかかわらず、このまま帰れというのか。

A 原則、申請希望日の前日16時までに予約をしていただく必要があります。

ただし、（予約制を知らなかった、急を要す等）やむを得ない事情により、予約せずに窓口に来られた申請者の方については、当日の空いている予約枠をお伝えいたします。申請者の方が、その予約枠でご都合よろしければ、当課職員が代行して予約を行いますので、その予約時間に再度窓口までお越しくください。

Q 5 自分に非がない事情（電車の遅延等）で予約時間から15分以上遅れてしまう場合はキャンセル扱いとなるのか。

A 大変申し訳ございませんが、申請までの手続きに掛かる時間を考慮して受付の予約枠を設定しているため、15分以上遅れてしまう場合には、キャンセル扱いとさせていただきます。

原則、別日に改めて予約を取り直していただく必要がございますが、やむを得ない事情で当日の申請を希望される場合は、その旨をお申し出ください。当日空いている予約枠があれば、それをお伝えいたします。その枠でご都合よろしければ、当課職員が代行して予約を行いますので、その予約時間に再度窓口までお越しくください。

Q 6 (どうしても当日に申請したい等の理由で)

⇒受付時間外でも対応してもらえるか。

A 予約制を導入する以前においても、受付時間外の受付は行っておりません。申請者の皆様におかれましては、ご理解とご協力をお願いいたします。

Q 7 (今までは予約せずとも直接窓口へ行けば申請できたのに、面倒だ。等)

⇒県民サービスの低下ではないのか。

A 現状、申請のための受付を随時行っているため、窓口数の都合上、対応しきれず待ち時間が発生してしまう状況を考慮せずに、申請者の皆様をお待たせしてしまうことを前提に受付している状態です。

そのため、申請者の皆様のご負担を極力少なくしながらも、より利便性の向上を目指した結果、予約制を導入することといたしました。申請者の皆様におかれましては、ご理解とご協力をお願いいたします。

Q 8 事前予約制であることを知らなかった。どのような周知をしてきたのか。広報が足りないのではないか。

A 令和7年5月19日から、県のホームページへの掲載を行ったほか、県政情報センターでのチラシの配布や窓口掲示での周知を行ってきました。ご意見を踏まえ、今後も更なる周知を図ってまいります。